

船舶事故調査報告書

令和5年7月5日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗組員負傷
発生日時	令和4年1月25日 08時50分ごろ
発生場所	岩手県大槌町大槌湾 御箱崎灯台から真方位290° 1,080m付近 (概位 北緯39° 21.2′ 東経141° 59.0′)
事故の概要	漁船第二十箱崎丸は、定置網の撤去作業中、乗組員が負傷した。
事故調査の経過	令和4年2月15日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十箱崎丸、3.5トン
船舶番号、船舶所有者等	IT3-39493（漁船登録番号）、釜石東部漁業協同組合
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：うねり 波向北東、波高約2m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか2人が乗り組み、19トン型の漁船（以下「19トン船」という。）2隻、本船と同型の漁船（以下「同型船」という。）1隻及び船外機船2隻と共に岩手県釜石市箱崎漁港を出港して大槌湾内に敷設された‘定置網の構造の一部である箱網部’（以下「箱網」という。）の撤去作業を行っていた。</p> <p>箱網の撤去作業は、本船、同型船及び船外機船が、側張（定置網の骨組み部分のことで、ロープ等を使用して張り立ててある。）から箱網を外して、本船上に側張を揚収した後、19トン船に箱網を揚収するものであった。</p> <p>本船が行う作業は、船首部中央、船体中央部及び船尾部左舷側の3箇所に設置されたドラムに側張のロープをそれぞれ掛けて巻き揚げ、左舷船首部及び左舷船尾部に設置されたビットに係止した後、側張から箱網を外すものであった。</p> <p>船長は、本船の船首を東方に向け、船体中央部のドラム付近に立ち、船首部中央及び船尾部左舷側のドラム付近の他の乗組員と一緒に、側張から箱網を外す作業中、前方に移動しようとした際、北東方からの波高約2mのうねりを受けて船体が動揺したので、側張のロープが左右方向への動きを繰り返す、右大腿部が船体中央部の甲板上に輪状に積み上げられていた漁具と側張のロープとの間に挟まれた。</p> <p>船長は、船外機船に移乗して箱崎漁港に帰港した後、救急車で釜石市内の病院に搬送され、右大腿部打撲と診断された。</p>

	<p>船長は、本事故当時、定置網漁の漁期終了に伴う撤去作業であったので、ふだんは本船の甲板上に置いていない漁具等が積み上げられており、足が挟まれやすい状態であったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、次第にうねりが高くなってきたのは分かっていたが、多少のうねりでも撤去作業を続行しようと思っていた。</p>
分析	<p>本船は、北東方からの波高約2mのうねりがある状況下、船体中央部の甲板上に漁具が輪状に積み上げられていた状態で箱網の撤去作業を行ったことから、船長が、前方に移動しようとした際、うねりを受けて船体が動揺したことにより、側張のロープが左右方向への動きを繰り返し、右大腿部が輪状に積み上げられていた漁具と側張のロープとの間に挟まれて負傷したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、北東方からの波高約2mのうねりがある状況下、船体中央部の甲板上に漁具が輪状に積み上げられていた状態で箱網の撤去作業を行ったため、船長が、前方に移動しようとした際、うねりを受けて船体が動揺したことにより、側張のロープが左右方向への動きを繰り返し、右大腿部が輪状に積み上げられていた漁具と側張のロープとの間に挟まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、甲板上に設置されたドラムにロープ等を掛け、また、漁具等を甲板上に積み上げた状態で作業を行うと、うねり等の影響を受け、ロープ等が動揺した際、手足が挟まれることがあるので、甲板上には作業に不要な漁具等を積み上げないこと。